

十七	先行技術調査(生活機器)	家庭用電気機械器具(掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等)、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等
十八	先行技術調査(熱機器)	乾燥、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、ポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等
十九	先行技術調査(福祉・サービスマシン)	処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チエツク装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等
二十	先行技術調査(無機化学)	無機化合物、単結晶成長、蒸着、乾燥、ガラスの製造、組成、セラミックス(焼結体)の組成・成形等
二十一	先行技術調査(金属加工)	圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装(ボンディング、容器・封止、リードフレームマウント基板等)、半導体の製造(エッチング、膜の形成、試験・測定等)等
二十二	先行技術調査(金属電気化学)	精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等
二十三	先行技術調査(半導体機器)	半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程(アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等)等
二十四	先行技術調査(医療)	化粧品、医薬・製剤・医療材料、複素環式化合物、糖類、核酸、ステロイド、多糖類等
二十五	先行技術調査(生命工学)	遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等
二十六	先行技術調査(環境化学)	水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等
二十七	先行技術調査(有機化学)	有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等
二十八	先行技術調査(高分子)	重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等
二十九	先行技術調査(プラスチック工学)	タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等
三十	先行技術調査(有機化合物)	有機化合物・医薬(構造式)等
三十一	先行技術調査(電子商取引)	電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等
三十二	先行技術調査(インターフェイス)	計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等
三十三	先行技術調査(情報処理)	アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ICカード等
三十四	先行技術調査(伝送システム)	伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等
三十五	先行技術調査(電話通信)	電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等

三十六	先行技術調査(デジタル通信)	符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等
三十七	先行技術調査(映像機器)	電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン(信号の符号化、双方向、受信機等)等
三十八	先行技術調査(画像処理)	CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等
三十九	先行技術調査(情報記録)	磁気テープ、磁気ディスク、光(光磁気)ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等
四十	分類及び要約書の記載の適合性についての調査	

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第四十条の改正規定を除く。)は、平成十六年十月一日から施行する。

訓令

○内閣府訓令第十七号
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年六月四日
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のように改正する。
別表共生社会政策担当の項職務の欄の「中」第七条の二第一項を「第九條第一項」に改める。
附則
この訓令は、平成十六年六月四日から施行する。

告示

○農林水産省告示第千二百二十九号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品目登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。
平成十六年六月四日
農林水産大臣 亀井 善之
一 品目登録の番号、品目登録の年月日、登録品目種に属する農林水産植物の種類、登録品目の名称、育成者種々の存続期間、品目登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1	品目登録の番号	第12054号	品目登録の年月日	平成16年6月4日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲
2	品目登録の年月日	平成16年6月4日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年
3	品目登録の年月日	平成13年7月12日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年
4	品目登録の年月日	平成13年7月12日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年
5	品目登録の年月日	平成13年7月12日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年
6	品目登録の年月日	平成13年7月12日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年
7	品目登録の年月日	平成13年7月12日	登録品目に属する農林水産植物の種類	稲	育成者種々の存続期間	20年